四　一の特定貯金等契約の締結について、当該組合等（令第九条第一項第一号に規定する組合等をいう。第七条の二十九第一項第四号及び第二十五条の三において同じ。）を所属組合（法第百六条第三項に規定する所属組合をいう。以下同じ。）とする特定信用事業代理業者が法第百九条において読み替えて準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項本文の規定により当該利用者に対し第五十条の三十一の二第三号ニ(1)に規定する契約締結前交付書面を交付している場合

２～４　（略）

（特定貯金等契約に関する契約締結前交付書面の記載事項）

第七条の二十七　準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～十七　（略）

十八　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ　指定信用事業等紛争解決機関（法第百二十条第一項に規定する指定信用事業等紛争解決機関をいう。以下この号、第八条第一項第四号ヌ、第四十八条第一項第一号ニ及び第五十条の三十一の十一第十八号において同じ。）が存在する場合　当該組合又は連合会が法第十一条の十三第一項第一号に定める手続実施基本契約（法第百十八条第一項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。以下このイ、第八条第一項第四号ヌ(1)、第四十八条第一項及び第五十条の三十一の十一第十八号イにおいて同じ。）を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定信用事業等紛争解決機関の商号又は名称

ロ　指定信用事業等紛争解決機関が存在しない場合　当該組合又は連合会の法第十一条の十三第一項第二号に定める苦情処理措置（同条第二項第一号に規定する苦情処理措置をいう。以下同じ。）及び紛争解決措置（同条第二項第二号に規定する紛争解決措置をいう。以下同じ。）の内容

十九　（略）

（特定貯金等契約に関して契約締結時交付書面の交付を要しない場合）

第七条の二十九　契約締結時交付書面に係る準用金融商品取引法第三十七条の四第一項ただし書の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一～三　（略）

四　一の特定貯金等契約の締結について、当該組合等を所属組合とする特定信用事業代理業者が法第百九条において読み替えて準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項本文の規定により当該利用者に対し第五十条の三十一の十四第一項に規定する契約締結時交付書面を交付している場合

２～４　（略）

（貯金者等に対する情報の提供）

第八条　組合又は連合会は、法第十一条の十二第一項（法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により貯金者等に対する情報の提供を行う場合には、次に掲げる方法により行うものとする。

一～三　（略）

四　商品の内容に関する情報のうち次に掲げる事項（以下この条において「商品情報」という。）を記載した書面を用いて行う貯金者等の求めに応じた説明及びその交付

イ～リ　（略）

四　一の特定貯金等契約の締結について、当該組合等（令第九条第一項第一号に規定する組合等をいう。第七条の二十九第一項第四号及び第二十五条の三において同じ。）を所属組合（法第百二十一条の二第三項に規定する所属組合をいう。以下同じ。）とする特定信用事業代理業者が法第百二十一条の五において読み替えて準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項本文の規定により当該利用者に対し第五十条の三十一の二第三号ニ(1)に規定する契約締結前交付書面を交付している場合

２～４　（略）

（特定貯金等契約に関する契約締結前交付書面の記載事項）

第七条の二十七　準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～十七　（略）

十八　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ　指定信用事業等紛争解決機関（法第百二十一条の八第一項に規定する指定信用事業等紛争解決機関をいう。以下この号、第八条第一項第四号ヌ、第四十八条第一項第一号ニ及び第五十条の三十一の十一第十八号において同じ。）が存在する場合　当該組合又は連合会が法第十一条の十の二第一項第一号に定める手続実施基本契約（法第百二十一条の六第一項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。以下このイ、第八条第一項第四号ヌ(1)、第四十八条第一項及び第五十条の三十一の十一第十八号イにおいて同じ。）を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定信用事業等紛争解決機関の商号又は名称

ロ　指定信用事業等紛争解決機関が存在しない場合　当該組合又は連合会の法第十一条の十の二第一項第二号に定める苦情処理措置（同条第二項第一号に規定する苦情処理措置をいう。以下同じ。）及び紛争解決措置（同条第二項第二号に規定する紛争解決措置をいう。以下同じ。）の内容

十九　（略）

（特定貯金等契約に関して契約締結時交付書面の交付を要しない場合）

第七条の二十九　契約締結時交付書面に係る準用金融商品取引法第三十七条の四第一項ただし書の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一～三　（略）

四　一の特定貯金等契約の締結について、当該組合等を所属組合とする特定信用事業代理業者が法第百二十一条の五において読み替えて準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項本文の規定により当該利用者に対し第五十条の三十一の十四第一項に規定する契約締結時交付書面を交付している場合

２～４　（略）

（貯金者等に対する情報の提供）

第八条　組合又は連合会は、法第十一条の十第一項（法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により貯金者等に対する情報の提供を行う場合には、次に掲げる方法により行うものとする。

一～三　（略）

四　商品の内容に関する情報のうち次に掲げる事項（以下この条において「商品情報」という。）を記載した書面を用いて行う貯金者等の求めに応じた説明及びその交付

イ～リ　（略）